

商品概要説明書

(平成 19 年 9 月 30 日現在)

1. 商品名	・利付国債		
2. 販売対象	・制限無し		
3. 期間	・10年	・5年	・2年
4. 募集・発行	・募集：原則毎月、発行：募集月の翌月		
5. 購入価格・単位	<ul style="list-style-type: none"> ・価格：発行ごとに財務省で決定 ・単位：額面5万円以上、5万円単位（※1申込あたり1億円が上限） 		
6. 償還方法	・元金は償還日に一括して支払われます。		
7. 適用金利	・固定金利 ※発行銘柄ごとのクーポン（表面利率）を償還日まで適用		
8. 利払い	・年2回		
9. 中途換金(売却)の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日以降、いつでもご購入金額の一部または全部を市場価格で売却（当行が相手方となり買い取ります）できます。 ・債券の価格は市場金利の変動により上下しますので、償還前に売却する場合には、お受取金額が投資元本を割り込むことがあります。 ・売却代金のお支払いは、約定日を含め4営業日後となります。 ・利付国債を募集により購入する場合、発行日まで売却できません。 ・償還日又は利子支払日を含めず6営業日前から償還日又は利子支払日の前営業日まででは、売却できません。 		
10. 税の扱い ※課税制度の詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください	<p>個人のお客様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子については、利子所得として20%（所得税15%と地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・対象となるお客様は、優遇税制（マル優・マル特）がご利用になれます。 ・売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。 ・償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。 <p>法人のお客様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利付国債の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。 		
11. 金利情報の入手方法	・取扱窓口へお問い合わせください		
12. 付加できる特約事項	・ありません		

13. リスクに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利付国債を償還日より前に売却する場合、市場価格での売却となりますので、金利水準の変化によって売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。 ・ 日本国の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。 ・ 利付国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利付国債は預金ではなく、預金保険制度の保護の対象ではありません。 ・ 利付国債のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第 37 条の 6 の規定）の適用はありません。 ・ 口座管理手数料は無料です。 ・ 利付国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。 ・ 利付国債は券面が発行されず（ペーパーレス）当行の証券取引口座への記帳により管理されます。また、銀行の勘定とは別勘定での分別管理となります。 ・ 原則として 20 歳以上のご本人様によるお取引とさせていただきます。 ・ 購入代金（お申込みいただいた日から発行日まで）は付利されません。また、償還日以降の利子につきません。 ・ 一度約定した取引の取り消しは原則できません。 ・ ご購入に際しては、必ず契約締結前交付書面（当行の本・支店等の窓口にてご用意しております。）により内容をご確認のうえ、ご自身で判断ください。

商号	株式会社名古屋銀行
登録金融機関	東海財務局長（登金）第 19 号
加入協会	日本証券業協会